

宇治市総合野外活動センター指定管理者募集要項等に関する質問と回答

番号	ページ	タイトル	質問の趣旨	回答
1	仕様書 P.16	改修工事、大規模修繕について	仕様書 16 ページ 21. 改修工事、大規模修繕について、本指定管理期間中に行われる具体的な工事予定、計画はございますか。	アクトパル宇治における今後の主な施設改修・更新の予定については、現時点で以下のとおり計画しております。ただし、飽くまで予定であり、今後の予算状況や施設の状況等により変更となる場合があります。 令和 9 年度 給水ポンプの更新 キュービクル附属部品・高圧電線の更新 令和 10 年度 管理棟・工作棟のトイレ配管改修工事 令和 10 年度 ～ 令和 11 年度にかけて エレベータの改修工事
2	仕様書 P.17	駐車場の有料化について	仕様書 17 ページ 3) その他 (7) に「駐車場有料化に関する検討に協力すること。」とありますが、本指定管理期間中に駐車場を有料化する予定はあるのでしょうか、また具体的にどのような協力が求められますか。 また、有料化の際、具体的に指定管理者が行う業務はどういったものが想定されますか。	本市では歳入の確保及び管理運営の効率化を図るために、公共施設駐車場の有料化を検討することとしており、本施設についても検討の対象としております。このため、指定管理者に対し、有料化の検討に際して駐車場の利用実態の把握などについて、可能な範囲での協力を求めることを想定しています。 なお、有料化の実施時期等は未定であるため、提出書類における指定管理業務収支計画書においては、駐車場の使用料に係る収支は考慮しないこととします。

3	仕様書 P.5	避難所開設等への協力	仕様書 5 ページ 10. 危機管理対応 (3) 避難所開設等への協力 に「～避難所となることに留意すること。」とあります。 笠取地域は土砂災害のリスクが高く、過去にも大規模な災害があり施設内もハザードマップの警戒エリアに含まれています (宿泊棟や体育館等)。現在は笠取小学校が宇治市の指定緊急避難場所となっていますが、本指定管理期間中に施設が小学校に代わり避難場所に指定されることはありますか。 また、非常食や非常用トイレ等、災害用の備蓄を指定管理者で準備する必要がありますか。	現在、宇治市総合野外活動センターは指定避難所に、笠取小学校は指定緊急避難場所に指定されていますが、現時点では、本指定管理期間中に笠取小学校に代わって指定緊急避難場所に指定される予定はありません。 しかしながら、万一、笠取小学校や笠取第二小学校など指定緊急避難場所が被災するなどして使用できない場合などにおいては、その代替の避難所として開設する可能性があります。 また、非常用食料をはじめ災害用備蓄品についてですが、基本的に実施責任者は市長であり、宇治市において調達、供給する計画としており、その調達について分担していただくことはございません。 しかしながら、施設の使用中に災害が発生する可能性もありますことから、施設利用者や施設スタッフが一時的に滞在するために必要な備蓄品等については、一般的な話としてお備えはいただきたいと考えております。
---	------------	------------	---	--